

# 阿波国府の文書行政と勘籍関連木簡

松原弘宣

## はじめに

中央政府だけでなく地方の国衙も数多くの文書を発信・受信していたことは間違いないが、国衙での文書行政の実態は史料制約により必ずしも明確にはなっていない。そうしたなかで加藤友康「国・郡行政と木簡」<sup>(1)</sup>は、国衙の事務処理における木簡利用を、主に下野国府跡の出土木簡を通して論じ、国衙の文書行政における木簡の役割に注目した。しかし、国衙で遣り取りされた多種・多様な文書は紙が使用され、その多くは機能終了後に廃棄されたため、国衙でどのように文書が作成されたのか、また、文書作成における木簡利用の実態は明らかにされていない。まれに紙文書が残されるのは、正文書を書くための案文が反故紙として他に利用され奇跡的に残された場合である。<sup>(2)</sup>このように国衙には発信文書は言うに及ばず受信文書も残っていないのが現実で、その文書行政については、わずかにその伝達過程を記録した計会帳の検討よりおこなわれているのに過ぎず、具体的な文書の書式や作成過程などについては不明な部分が多い。<sup>(3)</sup>しかし近年になり、各地の国府や郡家跡より出土した戸籍・計帳関係の木簡や漆紙文書により、その作成・保存・廃棄の過程について議論ができるようになっただけでなく、国符・郡符木簡と召喚木簡の出土により、

地方行政における文書の役割が明らかになりつつある<sup>(5)</sup>。しかし、中央政府と国衙との文書の遣り取りについては、公式令に規定される書式以外に解明の手がかりがない状態であるのも事実である。上述したように紙文書が残されるのは、受信官司の権利・権限を担保した文書で、保管義務のある文書のなかのごく一部が発信官司が案文として保管する場合以外になく、保管された古代の紙文書は造東大寺司関係を除いてほとんどないのが現状である。ところが幸いなことに、国衙で作成された種々の文書の作成のあり方とその発信形態を考える上で注目される文字資料として、徳島市国府町の観音寺遺跡より出土した勘籍関連木簡をあげることができる。すなわち、この木簡を詳細に観察・検討することによって、国衙における文書の書式をはじめ文書行政の一端を解明することが可能ではないかと考えられるので、勘籍関連木簡の検討を通して古代の国衙における文書行政の一端を明らかにしたい。

## 第一節 観音寺遺跡と国衙関連木簡

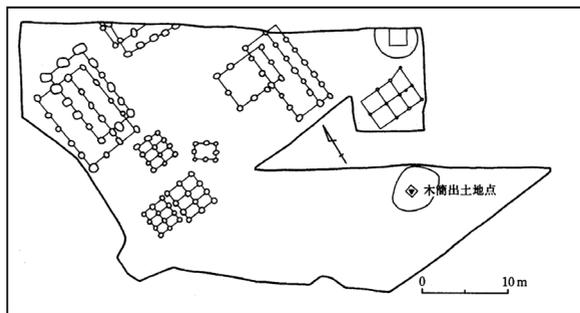
### I 観音寺遺跡と敷地遺跡の概要

徳島市の西方に位置する気延山と鮎喰川に挟まれた徳島市国府町観音寺（旧阿波国名方郡）に存在する観音寺遺跡は、図1で示したような場所に立地し、幅六〇メートルの南北約一キロメートルに及ぶ徳島市の南環状道路の建設にともない検出された大溝・自然河川・十三棟の掘立柱建物部分よりなり、基本的には埋没河川と掘立柱建物群をいう。徳島県教育委員会・徳島県埋蔵文化財センター『観音寺遺跡Ⅰ（観音寺遺跡木簡編）』（二〇〇二年、『観音寺遺跡Ⅰ』と略記）で報告された木簡は、一六番札所の観音寺の西側を南から北へ流れる幅二〇メートル程度の逆S字状をなす埋没河道（自然流路SR1001）より出土したものであった。その後の調査によって、国道一九二号線の北側を南東か

図1 観音寺遺跡立地場所

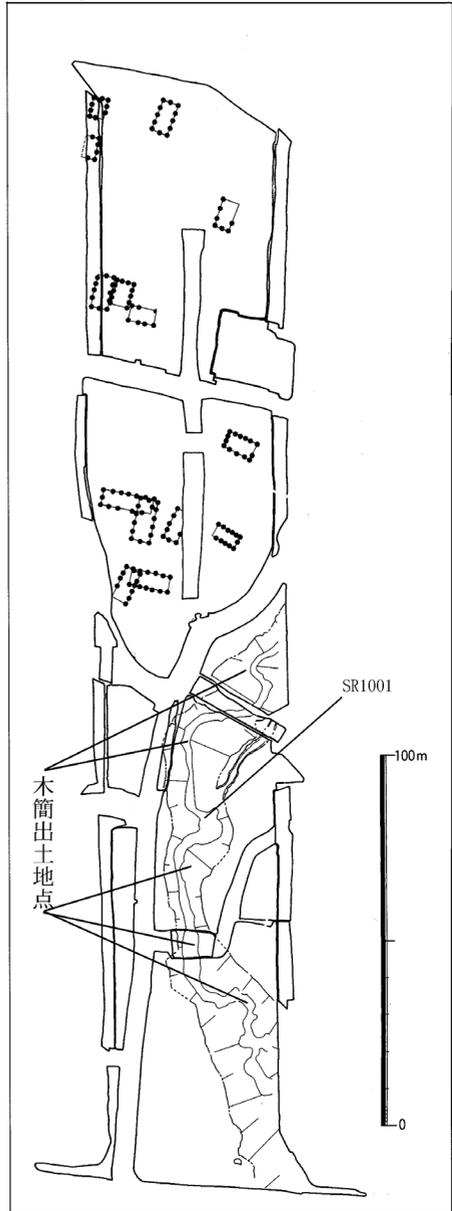


図2 敷地遺跡遺構図



ら北西へ流れる幅八〇メートルの河川からも勘籍関連木簡を含む数多くの木簡が出土した。このように観音寺木簡は  
 いずれも遺構にともなう出土ではないが、同木簡出土地点より北に六〇〇メートルの地点には図2に示したような国  
 司の館と考えられる敷地遺跡が存在し、さらに近くには阿波国分寺と国分尼寺跡が存在するという立地条件と、後述  
 する木簡の内容よりして、観音寺遺跡は古代阿波国の政治的中心地である阿波国府に近接していたことは間違いなく、

図3 観音寺遺跡平面図（2002年以前）



流路よりして同遺跡の南東方向に阿波国府が存在していたと考えられる。

『観音寺遺跡Ⅰ』で報告された木筒は、図3に示したように、一四棟の掘立柱建物群の南側に位置する埋没河道より出土している。これらの木筒の作成年代を考えると、遺構との直接的な関連が明らかでないこともあり、木筒の出土層位が問題となり、検討の結果、木筒出土の最下位層が六世紀末から七世紀中期で、中位が七世紀後半～七世紀末、上位が七世紀末から一〇世紀までという三つに大別できると報告している。ただ、かかる層位の時期は河川の埋没ということもあり、絶対的なものか些か気になることに留意しつつ、観音寺遺跡の概要を出土木筒を中心に述べることよりはじめたい。<sup>6)</sup>

観音寺遺跡の特徴の一つとして七世紀前半ではないかと推定する木簡が出土することがあり、徳島県埋蔵文化財センター『観音寺木簡―観音寺遺跡出土木簡概報』（一九九九年）は、論語の学而篇を記した木簡について「粟国造の居宅内で『論語』の教授・学習が行われていた可能性を示している」と述べ、大化前代に阿波国造の居宅内における論語の使用を指摘している。論語木簡を七世紀前半とするのは出土層位によるもので、木簡記載によるのでなく断定しかねるが、41号木簡の「己丑年四月廿九日」（ $185 \times 43 \times 5 \text{ mm}$ 、032形式）が持統四年（六八九年）で、4号木簡の「麻殖評伎苴六二升」（ $209 \times 20 \times 5 \text{ mm}$ 、033形式）も評記載であることより、七世紀代の木簡が出土することは確実である。また、60号木簡は「波尔五十戸税三百十 × 高志五十戸税三百十四束 佐井五十戸税三 ×」（ $509 \times 33 \times 7 \text{ mm}$ 、019形式）とみえ、五十戸表記であることより七世紀代のもので、「税三百十四束」等の記載より初期国府において租税徴収に関わる業務をおこなっていた可能性を示すと指摘している。この解釈は別にしても、これらの木簡が流出したとみられる観音寺遺跡の東南部（河川の上流）に初期国府が存在した可能性は高いと考えられる。さらに、八世紀代の木簡のなかに、「・謹解申神原田稻苺得事 合宅<sup>原</sup>□柒拾四束 □捌拾束 □留玖拾四束<sup>天</sup> □<sup>天</sup>平勝寶二年八月十五日虫足」<sup>（7）</sup>との木簡があり、敷地遺跡からは「勝浦板野麻殖那賀」（ $250 \times 50 \times 10 \text{ mm}$ 、011形式）<sup>（8）</sup>との木簡が出土し、阿波国府が観音寺遺跡の近くに存在したことは間違いない。この点は本稿で論ずる勘籍関連木簡の出土によって決定的となり、阿波国府が七世紀後半から九世紀にかけて同一場所に存在したことが確定されたといえる<sup>（9）</sup>。ついで、二〇〇八年度の報告書『観音寺遺跡（Ⅳ）』で新たに紹介された木簡は、中世の二点と近世以降の二点をも含めると計一二九点で、八世紀前半以前が六点（Ⅷ・Ⅸ層）、八世紀第2四半期が五点（Ⅶ層）、八世紀中期が一点（Ⅵ層）、八世紀後半から九世紀前半が七三点（Ⅴ層）、九世紀後半から一〇世紀前半が一九点（Ⅳ層）、一〇世紀前半から一一世紀初頭が二一点（Ⅲ層）である。八世紀後半から九世紀前半期と考えられるⅤ層からの木簡が最も多く出土し、本稿で問題にする勘

籍関連木簡もV層からの出土であるという。

敷地遺跡は観音寺遺跡から続く鮎喰川の旧河道の一部と現在の西大堀川の旧河道が交錯する微高地に位置して阿波国府域の一角を占めていると推定される。図2に示したように、八〜九世紀代における中心的な建物は、「コ」字形の配列をとり正方位を指向し、建物を構成する柱穴も方形プランをもっていること、片面庇の掘立柱建物二棟が井戸をともなつて存在していること、曲げ物と檜扇も出土していることなどよりして、阿波国司館ではないかと想定される遺跡である<sup>10)</sup>。出土木簡の多くは「般若理趣経」とこけら経と卒塔婆であるが、注目されるのは「勝浦 板野 麻殖

那賀」と「是柴漬他人不可取犯」(400×40×8mm,0.32形式)との木簡である。前者は四つの郡名を記した短冊形の文書木簡で、後者は柴漬を取るなということを書いた荷札形式の木簡であるが、その形状は上部のみ左右の切り込みを持ち荷札形式であるが、長さが四〇センチと長く、また、中間部右側を一センチメートル幅で切り込みを入れ折ろうとしているように、二次加工を試みているが未遂であるという興味深い木簡である<sup>11)</sup>。阿波国の勝浦・板野・麻殖・那賀という諸郡を意識した木簡の出土と同時に、極めて私的な命令が記された木簡が出土しており、同地に国司館が存在したとの考えに不整合はないといえる。さらに、同遺跡からは一二点の墨書土器も出土しており、そこにみられる「寺乙」「仏殿」はこけら経の出土と関連する文字資料で、国司と仏教との関わりで注目され、国司個人が仏教と関係が深かったことを示唆している。

以上よりすると、観音寺遺跡の東南部には、七世紀前半の阿波国造の居館↓初期国宰の駐在地↓阿波国府が一貫して存在していたことになる。阿波国造の居館と初期国宰の駐在機関の存在は別としても、八世紀以後の阿波国府が同地に存在したことは、次に述べる官衙関連木簡と勘籍関連木簡の出土によって確実である。

## II 官衙関連木簡

観音寺遺跡の近くには阿波国府と国司館、国分寺・国分尼寺が存在したと考えられるのであるが、こうした推定を傍証しうる木簡が幾つか存在するので、以下において時代別に分けて述べて概ね次のようになる。

### △七世紀代の木簡▽

4号木簡 (209×20×5mm, 032形式)

#### 麻殖評伎珥六二升

本木簡は麻殖評からの伎珥六（雉子肉）の貢進物荷札であり、『観音寺遺跡Ⅰ』は「麻殖評から雉子（伎珥）の肉二升を国衙へ貢進した際の荷札であり」と阿波国府に貢進したものと述べている。しかし、この貢進は荷札をとまなう現物貢進であることよりすると、私的な貢納ではなく国衙への制度的な貢進と考えられるのであるが、麻殖評から初期国宰への雉子（伎珥）の貢進が如何なる制度によったのか直ちに理解することはできない。無論、大宝令以前に評から国衙まで貢納された物資がなかったと断定することはできないが、この伎珥六が贅であったとすれば、阿波国衙へ輸納されたとは考えにくく、おそらくは、麻殖評が貢納する贅が阿波国府を経て天皇（藤原宮）へ貢納するものと考えらるべきであろう。さらに、贅貢進に際し評は「国名＋評名＋贅」木簡と「評名＋贅」木簡の二種類を作成し、評名から始まる荷札が国衙の勘過で取り外されたのか、単純に国衙における勘過時に脱落したかの何れかであろう。七世紀代に阿波国から獣肉が藤原宮へ貢納されていたことは、藤原宮北面中門の北側外溝より出土した「板野評津屋里猪脯」が出土していることで確認でき、おそらくは贅であったと考えて問題ないであろう。また、評制下での贅などの表記に「国名＋評名＋贅」と「評名＋贅」の二種類が存在したことは、『評制下荷札木簡集成』（奈良文化財研究

所、二〇〇六年）で知ることができ、市大樹氏によると「国名＋評名＋人」が三六例、「評名＋人」が五二例、里名以下が三三例みることができるといふ。すなわち、三種類の荷札木簡が作成され、評家・初期国府・中央政府におけるそれぞれの勘過で取り外された可能性も存在しているのである。

60号木簡（ $\sphericalangle 509 \times \sphericalangle 33 \times 7 \text{ mm}$  019形式）

波ル五十戸税三百□×

高志五十戸税三百十四束 佐井五十戸税三×

『和名類聚抄』によると、阿波国名方西郡には埴土（波ル）・高足（多加志）郷が存在し、分立以前の名方評の時期の「五十戸」の可能性が高いものである。『観音寺遺跡Ⅰ』は、波ル・高志・佐井などの五十戸に課された税はいずれも三百十束前後と一律で、出挙に関わるものとすればやや微額に過ぎることより、「税」は「オホチカラ」「タチカラ」と読まれる田租の意味であると指摘している。大宝令以前における「税」には、『日本書紀』天智天皇八年是冬条の「修<sup>二</sup>高安城<sup>一</sup>收<sup>二</sup>畿内之田税<sup>一</sup>」と『日本書紀』天武天皇四年四月壬午条の「諸国貸税」という「オホチカラ」「タチカラ」と読まれる田租と出挙稲が存在することは事実であり、どちらの考えもありうる。ただし、五十戸（里）からの田租とすると、一戸あたり六・二八束の田租ということになり、一戸あたり三段の口分田しか班給（一戸あたり正丁一人と女性一人しかいない戸ばかり）されなかったということになり、五十戸全体からの田租の総計としては少なすぎることになり、この見解に従うことはできない。また、五十戸で運用された出挙稲の本稻分か利稻分の何れかと考えても、三百十束前後と一律であることは理解しにくく、別に考える必要があるのではないか。いずれにしても、この木簡に記されている五十戸名が後の名方郡内の里名であることが注目され、初期国府と名方評家が近接もしくは一体的な関係にあった可能性を考えておく必要がある。

70号木簡 (<272>×<52>×5 mm, 0.19形式)

□四月廿□□

□一升日一升×

又日一升又日一□又日×

板野国守大夫分米三升小子分用米「」

此月数×

『観音寺遺跡Ⅰ』は、本木簡は出土層位より天武朝の木簡であるとしたうえで、「板野国守大夫分米」を国守である大夫の分米と理解し、某年四月におこなわれた板野への国司巡行に際し国守と従者の小子に対して支給された食米を記録したものと指摘している。問題は、「板野国守」の板野を地名と見ることができるとは、かつ、「国守大夫」との表記を如何に理解するかである。大夫の前に来る語句として、官職名(註)が存在することは事実であり、「阿波国守」を意味する可能性は存在するが、その前の板野を地名であると考える理由は、「板野評」が存在すること以外には全くない。「国守」表記は○○(国名)の守との記載はあり得ても、それ以外は習書を除き考えにくいことと、「人名+大夫」との記載の存在よりして、「板野国守」が人名である可能性は否定できないであろう。

#### 八世紀代の木簡

『観音寺遺跡Ⅰ』によると、水田の検校を示すと考えられる23号木簡と戸籍や計帳の作成を物語る6・34・35・37・62・66号木簡、租税に関連すると考えられる15・20・58号木簡等は何れも八世紀代の木簡で、国府に関連するものとして述べている。

徳島県教育委員会・徳島県埋蔵文化財センター『観音寺遺跡(Ⅳ)木簡編』(二〇〇八年、以下『観音寺遺跡Ⅳ』)と略記によると、紀年を記す木簡として以下のものが存在する。



みえ、国内の郡家から阿波国府へ提出された封戸租に関する上申文書の可能性が高い。解式の冒頭部分は「○○解申」と発信元を明示せず、かつ、文末にも「虫足」と見えるだけであるため、「虫足」が如何なる組織・身分の人物か不明なので、解文の発信元を推定することは困難である。ただ、本解木簡が正文書であったとすると、阿波国府の管理下にあった何れかの郡司から上級官司である阿波国衙へ発信されたと考えられよう。内容は神原田での収穫稲一七四束のうち現地にとどめた稲が九四束で、そうでない（何れかへ送るべき）稲が八〇束であるという内訳を報告したものである。「神原田」で刈り取ったのが一七四束で、現地にとどめたのが半分強の九四束であることよりすると、賦役令封戸条規定で定められた「田租為二分<sup>レ</sup>一分入<sup>レ</sup>官、一分給<sup>レ</sup>主」による封戸からの田租の可能性があるのではないかと推定できよう。なお、上申文書たる解文が出土する官衙について若干述べておくと、下級官衙より上申された解文を受理し処理した後に廃棄する場合と、出土官衙が上級官衙へ上申する解文の案文の場合が想定されるが、これ以外の想定はありえないのか気になるところである。というのは、正文書は紙文書であり、それを保持したことを証明する木簡という場合や、口頭伝達を前提としていたことを木簡で記した解文ではないかという可能性が捨てきれなく、この点は今後の課題としたい<sup>16)</sup>。

この他の木簡で官衙に関連すると考えられる木簡としては次の二木簡が存在する。105号木簡における「阿波国司等可申上□」(98×16×3mm, 08形式)との記載は阿波国司等が申上したことを示し、付近に阿波国司が存在していたことを示唆する。また、149号木簡は「阿波国進 御贄甲贏壹缶」(122×15×3mm, 031形式)とみえるもので、阿波国からの贄の貢進木簡が作成された場所としても阿波国衙を考えることは妥当なものであろう。

## 二節 勸籍関連木簡の形状と概要

### I 木簡の形状

『観音寺遺跡Ⅳ』によると、勸籍関連木簡の出土は、論語木簡の出土地点より北へ約二〇〇メートル離れた地点の南東から北西へ流れる約八〇メートルの河川の埋没土からで、その出土地点は木簡が出土した大溝と自然河川の合流地点（標高約四・五メートル）であるという。かかる地点より出土したことは、当該木簡も『観音寺遺跡Ⅰ』と同様の地点より流れてきた可能性を示唆し、同一場所において廃棄されたと考えることができる。同木簡は長さ五七九mm、幅五〇mm、厚さ四・九mmの檜で作成されたものであり、その寸法よりして文書木簡と考えることができるものである。そして、木簡の現状を詳細に観察すると次の諸点が確認できる。

① 上下端部の二面には整形面を残しており、長さは使用されたときのものである。

② 表裏の両面はいずれも削られている。

③ 両側面は断ち割られていることなどが確認でき、特に片側は少なくとも一行文が断ち割られていることなどが知られ、この出土木簡の幅は本文書が作成されたときの形状とは異なっていることが理解できる。

つぎに、墨痕と削り痕とに注意すると、何度も削って文字を書いており、削り残したところに文字が残存していることが知られる。つまり、本木簡には、廃棄される直前の文章（作成文書）と、その文章を書くために削ったときの削り残しの文字が残されており、この点に留意する必要がある。

以上の観察結果を踏まえて木簡の表裏を如何に考えるかが問題であるが、この点を考えるに先立って木簡の両面の観察をおこなう必要がある。その際、阿波国司牒の記されている面をA面、その裏の移と解が記される面をB面とし



④ 木簡の天地は木簡が使用されたときのままと考えられる。

### △ B面の状態▽

#### ① 削り痕跡

B面では「阿波国司解 申勘籍資人事」の右側に墨痕が残っているが、この残り方も黒痕の両側を直線的に削除されていることよりして、この墨痕もA面と同様に本文書作成以前の文字と考えられるのである。

#### ② 切断面の存在

二行目の「司解 申勘籍」の左側と本面の下部には明瞭に墨痕が残されており、これらの文字は左側が断ち割られたことにより残されたことが知られ、上述した点と符合しこの墨痕は前文書の文字である。そしていうまでもないがこの断ち割りは、この木簡を記す前におこなわれたと考えられる。

#### ③ 抹消と訂正の存在

一行目の「出京戸」は抹消され、その右下に記されたのは「彼」と読みうるが、それも抹消されている。以上の勘籍関連木簡の表裏両面の詳細な観察結果を要約すると、次の二点に纏めることができる。

(1) この文書案を作成する前の木簡の形状は、A面左側は現状のまま、A面右側には少なくとも一行分が存在したことが想定される。つまり、木簡の現存幅は五〇mmであるが、前に使用されたときは一行分は大きくて少なくとも六〇mm以上あったと考えられる。

(2) 本木簡は一度利用しただけでなく再利用しているものであるが、本木簡のように長大で幅が広い木簡を再利用する際には、木簡の全面を全て削除するのではなく、文字列を中心にして削りつつと考えられるのである。

## II 勘籍関連木簡の表裏関係

本文書木簡の特徴は、解・牒・移との文字がみられることよりして三つの書式による公文書が記され、かつ、抹消した箇所も存在して異なった文字が記されていることが確認できることである。すなわち、使用済みの文書木簡を再使用するに際して既存の文字列を中心にして削り取り、その後、公用文書を作成のための下書きとして使用し、それを参考にして紙の公文書を作成したと考えられるのである。

次に問題となるのは、木簡の表裏に見られる三種類の文書の内容で、具体的にはこれらが一連の事柄に関するものか、全く別の記載かということ、この問題はA・B面の何れが表面なのかという点とも関連する。また、この三つの文書は同一人物によって記されたのかという点も検討する必要がある。

本木簡の内容については、徳島県埋蔵文化財センターの現地説明資料<sup>(16)</sup>と和田萃氏の見解を参考にしながら何度かの実見と、二〇〇九年二月七日に開催した第二〇回中・四国古代史研究会の「観音寺木簡の実見と研究集会」の開催に際しての保存処理後の当該木簡を二度にわたる実見と、『観音寺遺跡(Ⅳ)』(二〇〇八年)に所収されている赤外線写真での検討などにより出した見解である。

最初に問題になるのはこれら三種類の文書が如何なる順序で記されたのかという点である。上述の見解は何れも、阿波国司牒が記されているA面が表面で、ついで移と解が記されるB面が裏側と考えているが、それは断案なのである。どうか、この点より検討することにした。

最初に本木簡の形状観察よりすると、文書を書いた後に変形されなかったのは、「阿波国司牒」のみえるA面の左側(B面の右側)であったことが、上端の形状と関係文字が削られることがなかったことと、B面の右側の文字列の配置より明かである。もしB面を裏とすると、A面より書き始めるのであるから、そのA面にB面の「已畢」からは

じまる移文の前文が記されるべきであるが、A面の三行目の真ん中より下部には記載すべきスペースがあるにもかかわらず空白のままである。さらに、木簡形状に変更が無いと考えられる面が右側に存在するのはB面なので、B面の移文は他の木簡に書かれたものに続く文章と考えられるのである。また、既に論じたように本木簡には修正部分が存在することよりして、三通の公式文書を紙に記すに際して、その下書きを木簡に記したと考えられる。一般的に考えても一日の作成文書が三通のみとは考えにくいことよりすると、下書きの木簡が一枚しかなかったと考えることはできず、数枚存在していたと考えられ、B面を記す前には他の木簡が存在したと考えられるのである。

以上の諸点よりすると、「已畢」から書かれているB面こそが表面で、B面は他の木簡に書き残した部分を記し、ついで、阿波国司解文の下書きを書き終え、裏面のA面に阿波国司牒の下書きが記された。そして、その後何らかの理由でB面の解文の左側が割きとられたと考えられるのである。

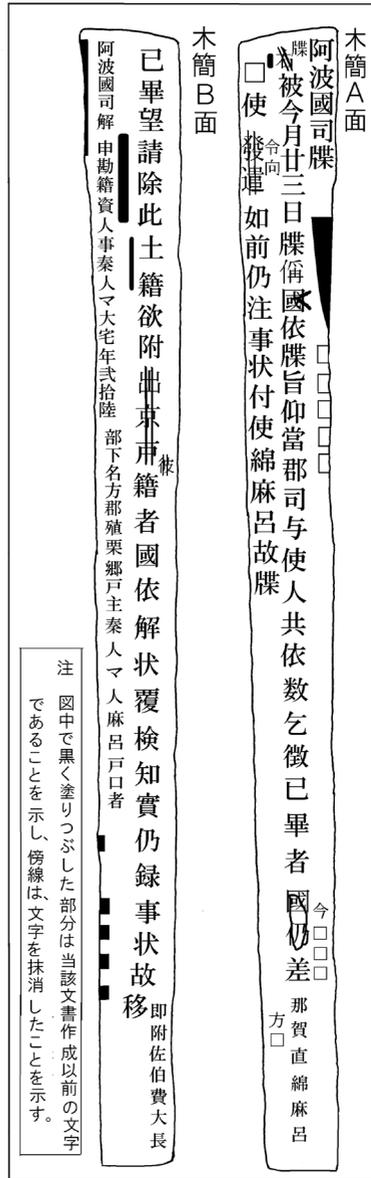
次に問題となるのは三文書は同一の内容に関するものか、それとも異なる事柄に関する文書であるかという点で、この点は内容に関わる問題であるので、以下において個々の面の釈読と内容についての検討をおこなうことにする。

### Ⅲ 勘籍関連木簡の釈読とその内容

以下において本文書木簡に記された三通の勘籍関連文書を釈読とその内容の検討をおこなうのであるが、当該木簡の釈読については、当初公表された木簡では読めなかった部分が、保存処理によって読むことができるようになったという変遷がある。特に問題であったのはA面の阿波国司牒の二行目の「使人共□□□□注事情」で、□部分が保存処理により、図4「勘籍関連木簡の見取り図」のように読むことが可能になったことは注記しておきたい。なお、ここに掲げた見取り図は保存処理後に公表された「観音寺遺跡(Ⅳ)(二〇〇八年)の赤外線写真と実見によって作

図したものである。

図4 勘籍関連木簡の見取り図



①阿波国司移

已畢、望請除此土籍欲附出京戸籍者、国依解狀覆檢知実仍錄事狀故移 即附佐伯費大長

本木簡とは別の木簡に、資人を選任されるなどの手続などが終了したこと記した後、本木簡に「已に畢んぬ」と書き出し、ついで、「望み請うらくは、此土の籍を除き出て京戸の籍に附すことを欲すといえり。国、解狀により覆檢し実を知る。仍て事狀を録し故に移す。即ち佐伯費大長に附す」と記した。ところが後に、最初の下書き「出京戸籍」では「京の戸籍を出る」と解されるため、「出京戸」の三文字を不適切とし二重線を付し、「戸籍」の右側に「彼」

と記し、「附<sup>二</sup>彼籍<sup>一</sup>」と修正したのである。すなわち、(資人選任にともなう手続きが)既に終了したので、望み請うには、此土(阿波国)の籍を除き、彼の籍に附すことを願うと云ってきた。そこで(阿波)国は、解状に従って覆検したところ事実であることを知ったので、事状を記録して移として連絡する。そして、この移は佐伯費大長に附すと理解できる。ただし問題は、この移文書の宛所がどこで、文書作成時期が何時かという点がある。

木簡上に抹消と訂正がなされていることと、阿波国司の移・牒・解が一枚の木簡に記され、国府周辺で廃棄されたと考えられることより、この三種類の文書は何らかで関連する事柄の下書きと考えることができる。最初に検討すべきは、阿波国司移に「国、依<sup>二</sup>解状<sup>一</sup>」とみえる解状はどこから提出されたのかという点である。阿波国司が解文を受けているので、おそらくは阿波国のいずれかの郡司が上申した解文で、一連の事柄とすると、B面の阿波国司解にみえる「名方郡殖栗郷戸主秦人マ麻呂戸口」の秦人マ大宅の本籍地であった名方郡司より阿波国司へ提出された解文と考えられる。そして、解状の趣旨は戸籍を阿波国から平城京へ貫付したいと名方郡殖栗郷戸主秦人マ麻呂の申請を阿波国司へ提出した解文と想定され、名方郡司からの解文を受けた阿波国司が勘過したところ事実であったので、その旨を移で連絡したのである。とするとその宛所は如何なるところであったのが問題である。

この点で注目されるのが以下に掲げる東大寺奴婢帳の(A)天平十三年閏三月七日の右京職移と(B)天平十五年九月一日の撰津職移である。<sup>(18)</sup>

(A) 右京職移 大養徳国司

奴足人年卅六 男惊人年十 男黒人年四 男大名麻呂年十一 女久理夜女年六

右、得<sup>二</sup>刑部省去天平十二年九月一日移<sup>一</sup>僞、檢<sup>二</sup>案内<sup>一</sup>、故従五位下大宅朝臣広麻呂、上件足人等依<sup>二</sup>已賤<sup>一</sup>訴、去養老七年五月八日判給已訖、除籍附<sup>二</sup>大養徳国添上郡志茂郷少初位上大宅朝臣賀是麻呂<sup>一</sup>者、職依<sup>二</sup>移旨<sup>一</sup>、

除<sub>二</sub>籍帳<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>狀、故移

天平十三年閏三月七日 從七位行大屬勲十二等鳥取連御扶  
亮外五位下勲十二等大伴宿祿

(B) 摂津職移 大養徳国司

合十三人

(嶋上郡野身郷戸口輕部連弓張と辛矢部君弓張の戸口の名前と年齢部分は省略)

以前、得<sub>二</sub>刑部省去天平十二年八月廿二日移<sub>一</sub>、檢<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>、故從五位下大宅朝臣広麻呂等所<sub>レ</sub>訴奴婢、去養老七年五月八日判給已訖、職宜<sub>三</sub>前件奴婢并子孫等除籍附<sub>二</sub>少初位下大宅朝臣賀是麻呂之戸<sub>一</sub>者、又天平十四年五月七日移云、得<sub>二</sub>職去四月十四日移<sub>一</sub>云、大宅朝臣賀是麻呂所<sub>レ</sub>訴婢、將<sub>レ</sub>除<sub>二</sub>其籍<sub>一</sub>、无<sub>中</sub>細名<sub>上</sub>、又申云、以<sub>二</sub>神龜二年十二月廿八日<sub>一</sub>、刑部省下<sub>レ</sub>職符文、應<sub>レ</sub>除<sub>二</sub>賤名<sub>一</sub>、具在<sub>二</sub>注載<sub>一</sub>、即求<sub>二</sub>其符<sub>一</sub>、无<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>此職<sub>一</sub>、仍不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>輒除<sub>一</sub>者、今依<sub>二</sub>移狀<sub>一</sub>、檢<sub>二</sub>勘省案<sub>一</sub>、賤歴名載<sub>二</sub>於神龜二年十二月廿八日符<sub>一</sub>下已訖、亦檢<sub>二</sub>職神龜三年二月廿七日勘籍申送解文<sub>一</sub>、件賤歴名均然所<sub>レ</sub>載、仍具<sub>レ</sub>狀移、至宜<sub>三</sub>准<sub>レ</sub>狀速与<sub>二</sub>処分<sub>一</sub>者、職依<sub>二</sub>二度狀<sub>一</sub>、除籍已畢、仍具<sub>二</sub>事狀<sub>一</sub>便附<sub>二</sub>賀是麻呂<sub>一</sub>、故移

天平十五年九月一日

從四位上行大夫大伴病 從六位少進高向朝臣諸成

東大寺奴婢帳に収められた<sub>二</sub>文書は、故從五位下大宅朝臣広麻呂の所有奴婢六十一人が逃亡して他人の所有になっていたことを訴えて取り戻した後、天平勝宝元(七四九)年十一月三日に散位寮散位大初位上大宅朝臣可是麻呂が東大寺へ貢進したことに関連する文書である。

(A)の天平十三(七四一)年閏三月七日付けの右京職移は、養老七(七二三)年五月八日に五人の奴婢は大宅朝臣賀是麿の所有が決定され、天平十二年九月一日に右京職より除籍して大養徳国添上郡志茂郷少初位上大宅朝臣賀是麿へ戻すことを記した刑部省移に基づいて除籍したことを、右京職が大養徳国司へ移で連絡したものである。

(B)の天平十五年九月一日の撰津職移は、養老七年五月八日に五人の奴婢は大宅朝臣賀是麿の所有との決定により、天平十二年八月廿二日の大養徳国添上郡志茂郷少初位上大宅朝臣賀是麿へ戻すことを記した刑部省移と神龜二年十二月二十八日の刑部省符と神龜三年二月二十七日の撰津職の「勘籍申送解文」により、計十三人の奴婢の撰津国における除籍が終わったので、十三人の奴婢を大養徳国添上郡志茂郷少初位上大宅朝臣賀是麿の戸へ貫附することを撰津職から大養徳国司へ連絡した文書である。(B)文書の発信後の天平十五年九月二日付けの撰津職符には「以前、奴婢等籍帳、已除<sub>二</sub>付大宅朝臣加是万呂之戸<sub>一</sub>已訖<sub>19</sub>」と、撰津職は嶋上郡司に職符によって伝えている。

以上より、除籍される右京職・撰津職から入籍する大養徳国への連絡と、奴婢の所属の決定を知らせる刑部省からの連絡文書の何れもが移文書であったことが確認できる。なかでも、奴婢の所属をめぐる訴えを判断した刑部省からの国司への連絡も移文書であったことは注目される。すなわち、当該の勘籍関連木簡にみえる資人は阿波国から平城京の籍へ移動するので、阿波国司移の宛所は京職(左右は不詳)であったと考えられるのである。

つぎに、移文書と解文書が書かれたB面の作成された時期について論じておきたい。この点については、「佐伯費大長」との表記が参考になる。すなわち、『続日本紀』<sup>(20)</sup>宝龜四年五月辛巳条には「阿波国勝浦郡領長費人立言、庚午之年、長直籍皆著<sub>二</sub>費之字<sub>一</sub>、因<sub>レ</sub>茲、前郡領長直救夫、披訴改<sub>二</sub>注長直<sub>一</sub>、天平寶字二年、国司從五位下豊野真人篠原、以<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>記驗<sub>一</sub>更爲<sub>二</sub>長費<sub>一</sub>、官判依<sub>二</sub>庚午籍<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>定、又其天下氏姓青衣爲<sub>二</sub>采女<sub>一</sub>、耳中爲<sub>レ</sub>紀、阿曾美爲<sub>二</sub>朝臣<sub>一</sub>足尼爲<sub>二</sub>宿祢<sub>一</sub>、諸如<sub>レ</sub>此類、不<sub>二</sub>必從<sub>レ</sub>古<sub>一</sub>とみえる。本記事によると、天平寶字二(七五八)年に阿波国勝浦郡領の長費人

立が「長直」への改姓を申請したが、当時の阿波国守従五位下豊野真人篠原は庚午年籍に「費之字」とみえることを理由に許可せず「長費」のままとしたが、宝亀四（七七三）年には表記上の問題に過ぎないことは必ずしも古いことに従う必要はないとした。さらに、『続日本紀』神護景雲元年三月乙丑条には「阿波国板野名方阿波等三郡百姓言、己等姓、庚午年籍被<sub>レ</sub>記<sub>二</sub>凡直<sub>一</sub>、唯籍皆著<sub>二</sub>費字<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>此之後、評督凡直麻呂等披<sub>二</sub>陳朝廷<sub>一</sub>、改爲<sub>二</sub>粟凡直姓<sub>一</sub>、已畢、天平寶字二年編籍之日、追注<sub>二</sub>凡費<sub>一</sub>、情所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>安、於<sub>レ</sub>是改爲<sub>二</sub>粟凡直<sub>一</sub>」とみえる。すなわち、同じ阿波国の凡直氏も庚午年籍で「費」とされたため、七世紀末に訴えて「粟凡直」と変更したが、天平寶字二年の編戸に際して阿波国守の豊野真人篠原が「粟凡直」から「凡費」と戻したため、再度訴え出て神護景雲元年三月に「粟凡直」となったことが記されている。

以上の点よりすると、八世紀代の阿波国で姓「費」が使用されていたのは、天平寶字二年から神護景雲元（七六七）年もしくは宝亀四年までであったことが知られる。すなわち、「佐伯費大長」との表記より、本木簡は天平寶字二年から神護景雲元年、遅くとも宝亀四年までの間に作成されたことが確認できるのである。なお、本文書のなかで「出京戸」の部分で抹消し「彼」と修正している点について、「儀」とも読みうるのではないかと考えるが、保存処理後の現物と赤外線写真を見る限りで、「彼」に×を付したのではないかと考えても良いのではないかと推定できるが断定しかねる。いずれにしても、本文書が意味する重要な点は八世紀中期に阿波国の戸籍から平城京への改居がおこなわれたことを示していることで、この点については間違いない。

## ②阿波国司解

阿波国司解 申勘籍資人事秦人マ大宅年式拾陸 部下名方郡殖粟郷戸主秦人マ麻呂戸口者



が、保存処理によって上掲したように不明部分が釈読できるようになった。

③の文書を考えるとき最も重要で最初に問題とすべき点は牒の宛所がどこかということ、『観音寺遺跡(Ⅳ)』でも「〔淡路同か〕□□□□」を宛所とするが、それはゆるぎない断案といえるのであるのか。上述したように本文書を実見したときに気がついたのは、当該部分の左側が直線的に削り取られていることで、この削り痕は阿波国司牒を書いた後のものではなく、牒作成の直前であったと考えられる点である。この観察によると宛所は書かれなかったことになり、文書として極めて不自然でその理由を明らかにする必要がある。この点は後に考えることとして、文書全体を見ると、「阿波国司牒」で始まり「故牒」で終わる牒の形式に乗っ取って書かれた文書であることは間違いない。

次に、阿波国司が牒を発信するに至った契機であった「今月二十三日牒」を発信した主体がどこかという点が問題となる。本文書木簡の表裏に記された三通の文書は同じ事柄について記した場合とそうでない場合がありえ、同一である場合としては、①阿波国司移と②阿波国司解が問題にした阿波国の資人の勘籍に関することが考えられる。としたとき、『令集解』公式令牒式条所収の跡説が「假令、為<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>資人<sub>一</sub>送<sub>二</sub>書於當国府<sub>一</sub>者、合<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>自牒<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>家令等<sub>一</sub>也」と指摘し、三位以上の貴族が地方の人物を資人に選任した場合、出身国府への文書は「牒」によると解していることが注目されるのである。この点に注目すると、阿波国司への牒を発したのは資人の主人である貴族が発給した文書で、平城京の資人の主が派遣した「使者」が阿波国府へ持ってきたと考えられ、その内容は資人の勘籍に関する事柄と考えられるのである。そして、その牒を阿波国司まで持参した使人と当該郡司とともに必要な手続きをおこなない、報告をおこなう阿波国の使者として「那賀直綿麻呂」を選び、移文と同様に平城京へ連絡する必要がある。事実を記して使者である綿麻呂に附して連絡するという理解が可能になるのである。保存処理以前の段階での理解としてかかる可能性を考えたところであった。しかしながら、上掲のように不明部分が解読できるようになった現時点では、従

前の資人の徴用に関する内容との見解は撤回し、以下のように考える。

まず、この③文書で注目されるのは、六カ所の修正が施されていることで、**①**最初の二文字「右被」を抹消し、右に「牒」、**②**最初の「国」に×を付し、二番目の「国仍」に〇を付し右側に「今□□□□」、**③**「那賀直」の左側に「方□」、**④**「□使」の右側に「充」、**⑤**「発遣」を抹消し右側に「令向」と書いていることである。

**①**で「牒」と書き直したことは最初の行の文案に不満足な点があったためと考えられる。すなわち、一行目の記載が不十分であったため、「牒」であることを再確認したと考えられ、その理由は上述した宛所の問題であったと推定できる。つぎに、二箇所の「国」に修正を加えていることについては、「依<sub>レ</sub>牒旨<sub>一</sub>仰<sub>三</sub>當郡司与<sub>二</sub>使人<sub>一</sub>共依<sub>レ</sub>数乞<sub>レ</sub>徴已畢」という主体が阿波国司で、それは阿波国司が今月二十三日に受信した牒によっておこなわれたことに関連し、牒を受信した阿波国司、當郡司と使者とともに「乞徴」した国司、綿麻呂を派遣した国司というように国司の役割を明示することに留意した文章であったことに依るのである。内容を繰り返すと、「今月廿三日牒で依頼された阿波国司は、『仰<sub>三</sub>當郡司与<sub>二</sub>使人<sub>一</sub>共依<sub>レ</sub>数乞<sub>レ</sub>徴』ことをすでおえたので、那方直綿麻呂を使者として派遣することは前の通りである。そこで、阿波国司はこの間の事実を記し使者の綿麻呂に付し牒す」というものである。このように考えてもまだ問題となるのは、「依<sub>レ</sub>数乞<sub>レ</sub>徴已畢」との内容である。単位についての記載がないため、徴る対象として「徴兵」のように人間を考えることもありえるが、一般的には米などの物資が考えられよう。

たとえば、天平宝字四（七六〇）年における造東大寺司の租米の徴収に際し、封戸所在地の郡司と使者が立ち会っておこなっていることが注目され、封戸の租米であった可能性が推定されるのである。そこで、天平宝字四年の造石山寺所による封戸米の徴収のあり方とその際の文書の遣り取りを参考にして、本木簡の阿波国司牒の案文を考えたい。すでに明らかにされているように造東大寺司が石山寺を造営するために造石山寺所を設置し、その財源として東大寺

の近江国愛智郡の天平宝字四年の封戸租米をあてることになり、その徴収・運送がおこなわれることとなった。ところが、畿内周辺の飢饉と保良宮造営のために徭丁が徴発されていたことなどにより、その徴収は停滞し未納の状態が続いたため、造石山寺所は使者を派遣し、その使者が近江国司と愛智郡司と共同でその徴収にあたることになった。つまり、東大寺の天平宝字四年分の未徴収の封戸租米を徴収するに際して、封主である東大寺と現業部門の造石山寺所、近江国司と封戸の存在する郡司などが文書を遣り取りしながら、共同で徴収業務を遂行したのである。そして、その際に遣り取りされた文書の案文が「造石山寺所公文案帳」として『大日本古文書』一五・一六巻に所収されており、それら諸文書を分析することでその徴収・運送の実態が解明されてきた。

当該木簡は阿波国司が作成したことは明らかなので、封戸租米徴収にさいしての国司の役割が如何なるものであったのかを、天平宝字年間近江国司の対応を参考にして、当該木簡の牒文書を考えたい。

天平宝字六年三月十六日に、造東大寺司は造石山寺所の要請（「彼所解状」）により愛智郡天平宝字四年租米を石山寺の造営に充てることを決し、その旨を「仍牒送国司」と記すように「近江国司」へ牒として発したことを造石山寺所へ牒で連絡し、その際に、近江国司からもこのことの連絡があることを天平宝字六年三月十六日に知らせた（『大日本古文書』五一―一四三）。ついで、天平宝字六年四月四日の造石山院所解では「右、彼郡去宝字四年租米、便請用之、下符已訖、今依符旨乞徴」と、天平宝字四年時の愛智郡の租米を造石山寺所へ徴収すべきことは符によって国郡へ連絡されているので、郡司に徴収を依頼したところ、愛智郡司はすでに「件の米は綱丁等に附して進上した」と答えた。そこで、綱丁に問いたただいたところ、史生麻柄又万呂が「引率参向」したというが米は入京していないので、五年料の租米を請い受けたいと造東大寺司へ上申した（『大日本古文書』一五、一八二）。この間の事情については北条・中村氏の研究が詳細であるが、租米の徴収・運送に際して不正行為が発生したことは間違いない。また、天平宝字六

年五月一日に近江国司は、天平宝字六年四月四日の造石山院所解を得た造東大寺司が天平宝字六年四月廿四日に近江国司に移文を發し、未納租米のうち、坂田郡上坂郷と高嶋郡葦積郷の未納租米は造東大寺司へ、愛智郡蚊野郷の未納租米は造石山寺所へ送るべきことを愛智・坂田・高嶋郡司に命じている（『大日本古文書』一五卷一九七頁）。このように、封戸米の徴収・運送には、封戸主と封戸所在の国司と郡司、さらには輸送する者との間での文書の遣り取りがおこなわれていたのである。

以上のような封戸の租米徴収の経緯を参考にして③の阿波国司牒を考えると、「當郡司与使人」とが共同で「依レ数乞レ徴」たのはまさしく封戸米と考えることができ、文書を遣り取りするのは封戸主と阿波国司と封戸所在地の郡司ということになるのである。としたとき、「今月廿三日牒」とは封主からの牒と考えるべきであり、「使人」は封主が派遣した使者と考えられるのである。こうした点よりすると、文書の宛所として突然「淡路国司」が登場することは全く理解できなくなるし、また、「右被」を抹消し、右にわざわざ「牒」と修正したことは、宛所を書かなかつたことと関連すると考えて理解しうるのである。

以上の点よりしても、「淡路国司□□□□」の部分淡路国司は前の文書で、削り残されたものと考えられるのである。ただ、ここで封主が宛所として記されるべきであるにもかかわらず見えないうことの理由を考えておく必要がある。この点については明確に断定することができないのであるが、この木簡が下書きであることと、表裏が一連の文書、すなわち、平城京の特定の封主に関する文書で、封戸米とその封主の資人に関する勘籍であったため、一度どこかで記したためにいちいち記す必要がなかった場合が想定されるのではないか。

最後に、©「那賀直」の左側に「方□□」、④「□使」の右側に「充」、⑤「發遣」を抹消し右側に「令向」と書いている点について言及しておきたい。④・⑤の修正は本文書木簡の内容に直接関連するとは考えにくく、文字を整えた

ということであろうが、㉔については少し検討する必要がある。もしも「那賀直」のままであったとすると、上述した『続日本紀』宝龜四年五月辛巳条に「天平寶字二年、国司從五位下豊野真人篠原、以<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>記驗<sub>一</sub>更爲<sub>二</sub>長費<sub>一</sub>、官判依<sub>二</sub>庚午籍<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>定」とみえ、長国造の系譜を引く那賀郡の在地豪族であれば「長（那賀）費」と記されるべきで、B面では「佐伯費」とされているのである。にもかかわらずここで「費」でなく「直」と記されていることは、「那賀直」でなかった可能性が高く、修正したように「那方直」であったと考えられるのである。「那賀直」が「那方直」であるとすると、「當郡司」も名方郡司のことで、既に論じた勘籍人が「名方郡殖栗郷戸主秦人マ大宅」であることより、名方郡に本籍地を持つ人物の勘籍と無関係ではなくなり、一連の文書と考えられるのである。すなわち、本牒は今年二十三日に平城京の封主（資人の主人）の派遣した「使者」が阿波国府にもたらした文書に対する返辞である。その牒を受領した阿波国司は、その牒旨（おそらくは資人となった人物の身元調査の依頼）に従って、當郡司（名方郡司）とその使者とともに、封戸の米の徴収をおこない、そのことを記して牒として那方直綿麻呂に充てた。そして、阿波国からその連絡文書である牒を届ける使者がいまいようであったなら、那方直綿麻呂を使いとして平城京へ向かわせますという内容であると考えられるのである。

### 三節 国衙における文書作成のしくみ

本木簡で最も注目されるのは、移・牒・解の三種類の文書が一枚の木簡に記されていることであり、かつ、この三種類の文書は同一のことに関連したために同時に記されたと考えられることである。そして、その作成順序は、「已畢」からはじまる木簡が最初に記され、ついで、それに直結する「阿波国司解」が記され、次に裏面の牒が作成されたの

は、阿波国名方郡で秦人マ大宅が資人に採用され、それは資人の主が保有していた封戸より採用されたため、同時に関連文書の下書きが作成されたのではないかと考えたところである。すなわち、名方郡殖栗郷戸主秦人マ人麻呂の戸口である年二六才の秦人マ大宅が平城京の貴族の資人に採用されたことにともない、秦人マ大宅の勘籍と除籍の依頼が名方郡司より阿波国衙へ提出され、阿波国府で勘籍がおこなわれたことにともなう文書である。すなわち、秦人マ大宅の籍を勘籍したところ間違いないことが明らかになったので、その旨を阿波国司から平城京の京職へ佐伯費大長に附して連絡したのが①の移文書である。そして、勘籍の結果を阿波国司が正式に民部省へ伝達したのが②の解文書である。それと同時に、平城京に居住する主人である封主から阿波国名方郡内に存在した封戸の租米の徴収を依頼する使者が派遣されたことにより、その使者と當郡司（名方郡司）とともに封戸米の徴収をおこなない、その経過を那方直綿麻呂を使者として平城京へ派遣して連絡したのが②の牒文書であるのではないかと考えるのである。

以上のように、八世紀中期の阿波国衙では移・牒・解文書を区別して作成していること、特に、移と牒を区別して文書を作成していることは注目に値するので、若干の検討を加えたい。早川庄八『日本古代の文書と典籍』<sup>26</sup>の指摘により、一般的に移と牒の相違点を強調すると次のようである。つまり、移が所管―被管の関係にない官司の間で授受される互通文書ともいべきものであるのに対し、牒は内外官人の主典以上が諸司に上申する際の書式と移式準用の牒（僧綱・三綱と諸司との連絡に使用）としても使用されており、僧綱・三綱と諸司との連絡文書を除くと、移が官司間の互通文書であるのに対し牒は主典以上の諸司への上申文書といえよう。ただし、現実に使用された牒は、諸司への上申文書だけでなく、所管―被管関係の曖昧な官司相互や個人の上申文書と下達文書として使用された。そのため、牒は所管―被管関係の曖昧な官司相互に、特に令外官を中心にさかんに用いられ、やがて移を圧倒して牒が一般化するにいたり、移は消滅したとされている<sup>27</sup>。

すなわち、地方官衙で移と牒の書式はどのように使い分けられていたのが問題で、上述したように移が官司間の互通文書という大原則である時、地方官衙は他の国司への連絡文書に使用したと考えられるが、牒や移がどのように区別して使用されたのが問題となろう。

地方出土の移木簡は、現在のところ栃木県栃木市田村町の下野国府跡から「移」との一字が記された木簡<sup>28</sup>と兵庫県神戸市垂水区玉津町吉田の吉田南遺跡出土の「播磨国司移」との習書木簡<sup>29</sup>と当該の観音寺遺跡出土木簡があるだけで、内容をもった移文書は観音寺木簡だけで、地方官衙での移文書の使用を考えると、勘籍関連木簡の「移」文書は貴重なものである。ただ、移文書の存在を示すものが少ない理由は、地方官衙で移文書を発給しなかったためではなく、正文書は基本的には宛所へ運ばれるためである。ところが観音寺遺跡の本木簡は下書き（案文）であったために残されたのである。なお、中央での移文書については、長屋王家跡より数多く出土し、飛鳥・藤原にあった故高市皇子の家政機関（Ⅱ家）から平城京の長屋王家の家政機関（Ⅰ家）への移が多く出土している。

つぎに、地方官衙での牒文書の使用実態については、観音寺遺跡以外の牒木簡が現時点で以下の五点が存在しているので、それらを掲げて地方における牒について論じたい。

① 滋賀県の湯ノ部遺跡出土木簡（274×120×20 mm、0.11形式）<sup>30</sup>

・ 丙子年十一月作文記（右側面）

・ 牒 玄逸去五月中官□□蔭人

自従二月己来□□養官丁

久蔭不<sub>レ</sub>潤□□ □□蔭人

・ 次之□□丁□ □□□

壞及於□□□□ 「人□□

裁、謹牒也

本木簡で注目されることは、木簡に記された「丙子年」は天武五（六七六）年に相当し、七世紀第4四半期の木簡で、牒木簡では最も古いものであることがあげられる。ついで、書式は、牒ではじまり最後が「謹牒也」で結ぶという公式令の牒式に適應していることがある。『木簡研究』一四号は、「本木簡は文書木簡で、『久蔭不潤』『牒……謹牒也』との記載から、個人が官司にあてた上申文書と思われる。また、厚手の檜材を使用し、側面に年紀入りの背文字を記すことから、保管文書と推察され、実際の上申文書は別に提出されたものと思われる<sup>31)</sup>と述べている。全文が読めないこともあり、その正確な理解は困難であるが、問題としては、「作文記」「蔭人」という記載文言の理解とともに、この木簡の形状があり、如何に考えるべきかは様々な考えがありうる<sup>32)</sup>。そうした見解の一つとして文章の手本・範式を意味する「文範」説もありうるが、「丙子年十一月」記載より遅くとも天武五（六七六）年に作成されたことは間違いなく、我が国に牒の書式がこの時期に存在していたことは確認しておく必要がある<sup>33)</sup>。個々の点ではいくつかが注目される記載があり、なかでも「蔭」については大宝令の「蔭位制」の前身を示すものと考えられ、それとの関係は注目されよう。いずれにしても本木簡は、「玄逸」なる人物が「蔭」について記した個人の上申文書の案文か保管文書のいずれかと考えられるであろう。この点で、鐘江宏之氏は「基本的には個人が出す文書」で「大宝令による書式制定以前から、その基層に前提となる文書の文化が成立していた」と述べ、それを承けて三上氏は、六世紀後半には新羅で個人が出す文書としての牒が使用されており、日本でも七世紀段階でその影響を強く受けていたと指摘している<sup>34)</sup>。

②新潟県和島村下ノ西遺跡出土木簡（<260>×26×4mm, 019形式）<sup>35)</sup>



(A) 木簡について、『木簡研究』は「応□□□□<sup>出事か</sup>」について「応勘出事」の可能性を示唆し、『三宅史御所』に対して物品請求を行なっているものと考える。さらに、裏面に『駄家村に到来すべし』とあることから、その物品を『駄家村』に運ぶよう命令しているのである」とし、命令を受けた「三宅史御所」がこの牒木簡を持参して駄家村へ行くことを命じたもので、「駄家村」で文書機能が終了したため廃棄されたと考えている。つまり、この牒は「駄家」もしくはそれを管轄する組織が「三宅史御所」に発信した下達文書で、その任務が終了し発信場所へ戻り廃棄されたと考えているのである。<sup>(38)</sup>

(B) 木簡は「小池御×」を宛所とする下達文書で、「右依収」「早送」との文言よりすると、「小池御×」に何らかの物品を送ることを命じ、その任務が終了したとき、本牒木簡も持参して戻ったと考えられる。

この二つの牒木簡が出土したのは河川跡で、掘立柱建物が数棟確認できるだけで、遺構面より遺跡の性格を明らかにすることはできないが、同河川跡からは「上殿」「勅」等の墨書土器とともに黒漆塗りの壺鏡と当該木簡以外に四点の木簡が出土し、この近くに駄家(三嶋駅)<sup>(39)</sup>が存在し、それを統轄した官衙が箕輪遺跡付近に存在したと考えられる<sup>(40)</sup>。もしも本遺跡が郡家の別院などのように郡レベルの官衙とすると、郡家と駄家の関係を考える上でも注目される。さらに、宛所のことなる二通の牒が出土したことは、郡家レベルの官衙においても牒文書が使用されていたことを明らかにしたことになり、召喚木簡以外の牒木簡においても宛所から人・者の召喚とともに戻ってきたことを示し注目される。さらに、(B) 木簡の宛所を明確にすることは困難であるが、少なくとも京の上級組織ではなく、越後国内という地方官衙において発信されたと見られることは、「故牒、々到達状」という表現が『延喜式』雑式の「国司上下相牒式」の書止文言や、平安期の太政官牒の書止文言とも共通することよりも傍証されよう。

④宮城県市川橋遺跡 (<342>×22×7 mm, 019形式)<sup>(41)</sup>

・ 莫於謹牒□宣棒申便使□□□知下□□□□



本木簡は五片よりなる文書木簡で、左右の両側面は原形をとどめ、上端は山形に成形されるが下端は欠損している。裏面の二文字が抹消されているとすると、本木簡は案文を記した可能性が高いが、読めない部分があり正確な内容は不明である。

以上のような牒木簡について観音寺遺跡より上述の阿波国司牒が出土したのである。

養老公式令にみられる牒は、牒式条が規定するように内外官人の主典以上が諸司に上申する際の書式とされているが、公式令移式条にみえるように移式準用の牒（僧綱・三綱と諸司との連絡に使用）としても使用される規定であった。ただ「牒」の実例には、公式令で定められた用法以外に、唐制に近い用法とみられるような官司間で授受されていた事例も数多くみられ、その用途はきわめて広範であった。こうした状況となった理由について早川庄八氏は、①大宝令の牒式が唐の牒制に近い規定であったために、養老令の施行後もこれが否定されずに行われた、②令の規定如何にかかわらず唐の牒制が準用された、③移式準用の牒が拡大解釈されて用いられた、の三つの可能性を指摘した。ついで、吉川真司氏は、唐公式令に定められた官司文書が官司間文書と官司内文書の二本立てからなることを指摘し、このうち官司内で本局から別局の下達には「牒」、別局から本局への上申には「刺」、別局間の互通文書として「関」が使用されたが、官司内別局が未発達な日本では公式令に継受されず、牒が官司内文書として上申・下達両用に用いられたと述べている。<sup>(4)</sup>

一方、移文書は公式令移式条で「右八省相移式、内外諸司、非相管隸者、皆為移、若因事管隸者、以代故、其长官署准脚、长官無、則次官判官署、国司亦准此、其僧綱与諸司相報答、亦准此式、以移代牒、署名准省

三綱亦同」と規定し、所管―被管の関係のない官司の間で授受される互通文書ともいべきものである。かかる移文書について早川氏は、①基本的には上下関係のない官司間でやりとりされる文書で、②差し出し所と宛所を明示する。③上下関係のない官司間でも、特定の内容の政務であるために統括関係になる場合があり、こうした関係を「因事管隸」と呼び、この場合には末尾の文言を「以移」とする。④ある省の被管官司から他の省の被管官司へ直接「移」をだすことはできないと明法家は指摘していることを特徴としている。詳論すべきであるが、移文書の最大の特徴は「相移式」という諸官司間の往復文書という点にあったと考えられ、基本的には返事が戻る場合に発信される文書と考えるべきであろう。早川氏は「このように移には、公式令の規定あるいは諸注釈の解釈に反する事例がみられるのであるが、しかし文書様式としての移のもつ問題は、むしろ移と牒との境界が曖昧なところにあるといべきであろう。もつとも、そもそも牒という様式の公文書は移式を転用したものであるから、両者の境界が曖昧なのは、むしろ当然のものなかも知れない」と述べている。

しかしながら、阿波国の観音寺遺跡出土の勘籍関連木簡をみると、牒と移を明確に区別して使用しており、地方官衙において牒と移は明確に区別していたことが知られるのである。としたとき、そうした区別の最大のことは何であったのかの問題であるが、それは上述したように、上下関係のない官司間でおこなわれる往復文書は移文書によつたと考えられるのではないか。つまり、地方官衙で文書を発信するとき移と牒のいずれの書式によるかは、直接の上下関係のない官司間で返事を前提とする往復文書を発信する場合に移形式により、往復を前提としない場合に牒形式に依っていたのではないだろうか。

最後に、地方官衙においてこうした公文書を作成した人物について言及しておきたい。

国衙で公文書を作成する任にあつたのは、職員令大目条の大目の職掌に「掌<sub>下</sub>受<sub>レ</sub>事上抄、勘<sub>二</sub>署文案<sub>一</sub>、檢<sub>二</sub>出稽

失<sup>1</sup>、読<sup>中</sup>申公文<sup>上</sup>」とみえ、文案を勘署するのは主典であつた。<sup>(44)</sup> こうしたことよりすると、本人か否かは別にしても阿波国の主典が文案を作成することになっていたが、現実には文書の案文を作成したのはだれかという点が問題であろう。この点で注目されるのは、『今昔物語集』卷二十九の二十六話や永延二年の尾張国郡司百姓等解文などにみえる代々の国守に仕え、国務に深く関わった存在とみられる国書生である。こうした国書生の初見は森公章氏が指摘するように、『延暦交替式』延暦二十二年二月二十日の太政官符所引の神龜元年三月二十日格の「繕写籍帳書生」であるように、造籍書生として登場したと考えられる。また、天平十年の周防国正税帳には借貸稲として「給造天平八年雑公文書生等食返納稲肆拾捌束陸把」(『大日本古文書』二一—四二)がみえることより、八世紀前半から国衙における種々の公文作成にあたっていたことが知られる。こうした国書生を阿波国衙で見ると、『観音寺遺跡(Ⅳ)木簡編』(二〇〇八年)で紹介されている「書生」(「書生安曇豊主」)<sup>(46)</sup>の存在が注目されるのである。

## おわりに

以上で「阿波国府の文書行政と勘籍関連木簡」の検討を終えるが、最後に本稿で主張したことを列記しておく。概ね以下の諸点のようになる。さらに、本稿を作成するに際して木簡の保存処理の重要性と様々な問題を再認識したことを繰り返して付記しておきたい。

①出土した勘籍関連木簡は、阿波国名方郡より資人に採用されたことにもない、阿波国府・資人の本貫地の郡司・資人を採用する組織(個人)との三者で文書連絡の必要が発生し、阿波国府で作成した移・解・牒文書の下書き(案文)として作成されたもので、この三文書は名方郡秦人部大宅に関わる一連の文書であつた。なお、それぞれの内

容についてはここでは要約しない。

② 地方の官衙（国府）における文書作成の場には数多くの木簡（既使用の木簡を含む）が用意されていて、それらは無秩序に使用されるのではなく、一定の項目ごとに文書の案文が作成されたと考えられる。

③ 数行にわたり記された幅の広い文書木簡を再使用する場合、文書作成の場には、表裏の全面を鉋などで全面を削るということはせずに、必要部分のみを小刀で削り取ったと考えられる。

④ 紙文書で署名だけ記されているように、文書木簡の案文を作成したのは国司ではなく国書生が作成したと考えられる。また、地方官衙において移と牒は明確に使い分けられていて、直接の上下関係のない官司間で返事を前提とする往復文書を発信する場合に移形式により、往復を前提としない場合に牒形式に依っていたと考えた。

⑤ さらに、観音寺遺跡出土の勘籍関連木簡の検討によって、従来、本貫地を京へ変更するという改居記事が延暦十五年（八七六）以後になりみえるようになったことより、喜田新六氏<sup>①</sup>が延暦十五年に画期的変革がおこなわれたと指摘し、それ以後に通説<sup>②</sup>とされた見解を修正する必要があるといえるのである。つまり、本木簡によって、諸国から京への改居は八世紀中期よりおこなわれていたことが明らかになったといえるのである。<sup>③</sup>

## 注

（1）『木簡研究』一五、一九九三年。

（2）正倉院に所蔵された鳥兜のために使われた反故文書が存在することは、東野治之「正倉院蔵 鳥兜残欠より発見された奈良時代の文書と墨画」〔『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年〕に詳細である。

（3）こうした条件下での国衙の文書行政研究のもう一つの方法は国衙に於ける書き手の問題があり、森公章「国書生に関する基礎的研究」〔『日



を要求した解文の正文書で、②も頂龍麻呂が天平神護三年正月八日に米一斗と赤豆五斗の「貸借」を但馬国分寺に申請した解文の正文書と考えられる。③は裏面が不明で性格ではないが日付が存在したのでないかと推定され、磐城団が多賀城へ進上する兵士について上申した解文の正文書とみられる。解木簡の冒頭部分で「○○解」として発信者を記す場合には個人と組織の二通りあり、個人の場合は最後に人名を記す必要はないが、組織の場合は発信者を特定する必要があり、この点は守られていたのではないかと考える。

- (16) 二〇〇六年三月二十日の「報道発表事前説明資料」、二〇〇六年四月一日の「埋文センター成果説明会資料」、二〇〇六年八月二十日の大橋育順「第2回調査成果報告会資料」などが存在する。

- (17) 和田萃氏の見解は二〇〇六年十二月三日の木簡学会での発表と報告書での見解を示す。

- (18) (A) 右京職移は『寧楽遺文』下巻七四一頁、(B) 摂津職移は『寧楽遺文』下巻七四三・四四頁にみえる。

- (19) 『寧楽遺文』下巻七四四頁。

- (20) 阿波国における佐伯費(直)の分布は、美馬郡と三好郡という吉野川上流域に分布していて(拙稿「古代四国の出土文字資料」『資料学の方法を探る』六、二〇〇七年)、佐伯費大長は阿波国の人物で、阿波国の雑任であった可能性が高いと考える。

- (21) 拙稿「古代四国の出土文字資料」『資料学の方法を探る』六、二〇〇七年。

- (22) 注21に同じ。

- (23) いま、「乙」徴を正倉院文書でみると、天平宝字六年四月四日の造石山寺所解で「右、彼郡去天平宝字四年租米、便請用之、下符已訖、今依符旨乞徴、郡司等答云、(後略)」「大日本古文書」一五、一八一。天平宝字六年閏十二月一日の「造東大寺司符 庄領猪名部牧史」に「可徴愛智宝字四年料租米残事 右、差散位少初位下丸部足人、令乞発遣、宜承知此状、此使相副、共彼残所米乞徴、早令進上、今具状、故符」「大日本古文書」五、三二四」とみえ、租米の徴収に際してみることができ。

- (24) 竹内理三「奈良時代に於ける寺院経済」大岡山書店、一九三二年。利光三津夫「初期食封制の研究」『律令及び令制の研究』名著普及会、一九八八年。鬼頭清明「食封制の成立」『日本史研究』九三、一九六七年。

- (25) 北条秀樹「愛智郡封租米輸納をめぐる社会構成」『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇年。中村順昭「愛智郡封戸租米の輸納をめぐる郡司と下級官人」『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年。

- (26) 吉川弘文館、一九九七年。
- (27) 相田二郎『日本の古文書』上、岩波書店、一九四九年。
- (28) 栃木県埋蔵文化財センター『下野国府跡』七、一九八七年。
- (29) 木簡学会編『日本古代木簡選』岩波書店、一九九〇年。
- (30) 『木簡研究』一四―一九三頁。
- (31) 注30に同じ。
- (32) 山尾幸久「六七六年の牒の木簡」滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会編『湯ノ部遺跡発掘調査報告書Ⅰ』一九九五年。市大樹「西川原遺跡群の性格と木簡」『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇年。
- (33) 「解・移・牒」『文字と古代日本Ⅰ 支配と文字』吉川弘文館、二〇〇五年。
- (34) 「文書様式『牒』の受容をめぐる一考察」『山形大学歴史・地理・人類学論集』七、二〇〇六年。
- (35) 『木簡研究』二三―一八三頁。
- (36) 注34論文。
- (37) 『木簡研究』二二―一七八頁、『日本古代木簡集成』東京大学出版会、二〇〇三年。
- (38) 吉川真司「文書木簡」『日本古代木簡集成』東京大学出版会、二〇〇三年。
- (39) 『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条。
- (40) 相沢央「柏崎市箕輪遺跡出土木簡の『駅家村』と交通」研究代表者小林昌二「前近代の潟湖河川交通と遺跡立地の地域史的研究」二〇〇四年。
- なお、本遺跡は遺構そのものから遺跡の性格を特定することは困難であるが、二点の牒木簡の出土と九点の「上殿」との墨書土器の出土より官衙であることは間違いない。
- (41) 『木簡研究』二四―八二頁。
- (42) 早川庄八『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年。
- (43) 注38に同じ。

- (44) 『令義解』職員令神祇官条の「謂、審署者、審察主典勘造文案、而署之也、文案者、施行曰文、繕置曰案」による。
- (45) 注3に同じ。
- (46) 『木簡研究』三八、二八二～二八四頁。
- (47) 「桓武朝にはじまる地方人の京都貴附について」『古代学』一〇卷、二・三・四号、一九六二年。
- (48) 笹山晴生「古代国家の変容」『古代の地方 古代史総論』角川書店、一九九三年。松瀬洋子「京貫官人の史的動向」『寧楽史苑』一七、一九六九年。市川理恵「京貫記事の基礎的考察」『古代文化』五〇―八、一九九八年。
- (49) 拙稿「地方豪族の都鄙間交通」『愛媛大学法文学部論集 人文学科編二三三、二〇〇七年、後に、拙著『日本古代の交通と情報伝達』汲古書院、二〇〇九年に所収した。

〈追記〉

なお、本稿は二〇〇九年二月七・八日に徳島県埋蔵文化財センターで開催した第二〇回中国四国古代史研究会「観音寺木簡をめぐる諸問題」における「勘籍木簡と文書行政」との報告を基としている。当日の小生の報告は保存処理以前の勘籍関連木簡の読みによりおこなったため、とくに阿波国司牒を改めて見たとき幾つかの文字が読めるようになり、些か動揺したことを明確に記憶している。保存処理により墨痕が明確になった良い例であり、今回の保存処理は今後の研究に資するところは大きいと考える。ただ内容については、本稿で論じたように、阿波国司牒も勘籍に関連する文書であったとの見解は変更する必要はないと考えており、基本的にはその際の報告の趣旨を変更してはいない。いずれにしても、小生の報告に対し頂いた多くのご意見はもう一度考え直す上で貴重なものであったことを記し、徳島県埋蔵文化財センターと中国四国古代史研究会の参加者へのお礼としたい。